

## 七尾市手話言語条例

手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置づけられたものの、手話に対する理解が社会に深まっているとは必ずしも言えない状況があり、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えることがこれまで以上に求められている。

七尾市は、手話の理解と普及促進を通じ、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、共に支え合い、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重しあうことを基本として行われるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るために必要な施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得の推進に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。